

(以下は、名古屋高等裁判所平成23年(ネ)第951号事件の原審(名古屋地方裁判所平成22年(ワ)第5431号貸金等請求事件)判決の全文である。)

主 文

- 1 株式会社Aを新設分割株式会社とし、被告を新設分割設立株式会社とする平成21年9月1日に効力が生じた会社分割を9568万2000円の限度で取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、9568万2000円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 株式会社Aを新設分割株式会社とし、被告を新設分割設立株式会社とする平成21年9月1日に効力が生じた会社分割を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、9568万2000円及びこれに対する平成21年9月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、分離前被告株式会社A(旧商号株式会社B、以下「旧B」という。)の取引先金融機関であり、旧Bに対して貸金債権を有する原告が、債務超過であった旧Bの会社分割(新設分割)によって設立され、旧Bの農産物や食料品の販売等の一切の事業を承継した被告に対し、同会社分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づき、①同会社分割の取消しを求めるとともに、②価格賠償として同貸金債権元本である9568万2000円及びこれに対する平成21年9月2日(同会社分割の日の翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案であ

る。

1 争いのない事実等（争いのない事実のほかは、各項に掲記の証拠により認める。）

(1) 当事者等

ア 原告は、銀行業を主たる目的とする株式会社であり、旧Bとの間で取引関係をもつ金融機関である（弁論の全趣旨）。

イ 旧Bは、農産物、食料品の販売等を目的とする株式会社であり、Cが代表取締役を務めるところ、平成21年9月1日、商号を株式会社Aに変更するとともに、その一切の事業を新たに設立する被告に承継させることを主たる内容とする会社分割（新設分割、以下「本件会社分割」という。）を行った。

被告は、本件会社分割により、平成21年9月1日に設立され、旧Bの農産物や食料品の販売等、一切の事業を承継した株式会社であり、Cが代表取締役を務めている。

(2) 原告の旧Bに対する貸金債権

ア 原告は、旧Bに対し、平成21年6月30日、手形貸付の方法で、5000万円を弁済期同年9月4日と定めて貸し付けた。なお、旧Bは、平成17年2月25日付け銀行取引約定書により、旧Bの原告に対する債務の遅延損害金を年14パーセント（年365日の日割計算）とする旨約していた。

イ 原告は、旧Bに対し、平成19年5月31日、2000万円を次の約定により貸し付けた。

返済方法 平成19年6月10日から平成24年4月10日まで毎月10日限り各33万3000円、同年5月10日限り35万3000円

期限の利益の喪失 旧Bが上記の債務の履行を遅滞したときは、残

債務全額について当然に期限の利益を失う。

遅延損害金 年14パーセント（年365日の日割計算）

ウ 原告は、旧Bに対し、平成20年2月29日、5000万円を次の約定により貸し付けた。

返済方法 平成20年3月10日から平成25年1月10日まで毎月10月限り各83万3000円、同年2月12日限り85万円3000円

期限の利益の喪失 旧Bが上記の債務の履行を遅滞したときは、残債務全額について当然に期限の利益を失う。

遅延損害金 年14パーセント（年365日の日割計算）

エ 旧Bは、前記アの債務について弁済期に全額を支払わず、前記イの債務について、平成21年10月13日限り支払うべき金員を支払わなかったことにより、それぞれ残債務額について期限の利益を喪失し、前記ウの債務について、平成21年9月10日限り支払うべき金員を支払わなかったことにより、残債務額について期限の利益を喪失した。

これにより、原告は、旧Bに対し、平成21年9月1日当時において、貸金元本として合計9601万5000円の貸金債権を有しており、その後、平成21年9月10日に一部弁済を受けたことにより貸金元本の合計は9568万2000円となった（甲8，11）。

(3) 会社分割による被告の設立

ア 旧Bは、平成21年8月12日、旧Bを新設分割会社とし、旧Bが営む農産物、食料品等の販売事業に関して有する権利義務を、新設分割設立会社である被告に対して承継させる新設分割計画を作成した（甲33。以下、この計画を「本件分割計画」といい、本件分割計画にかかる会社分割（新設分割）が、本件会社分割である。）。

イ 本件分割計画の概要は、以下のとおりであるところ、旧Bの取引先金

融機関の債務は、本件会社分割による承継の対象とされていないため、原告の旧Bに対する前記貸金は、本件会社分割による承継の対象とされていない（甲33）。

旧Bは、農産物や食料品の販売等その一切の事業を、新たに設立する被告に承継させるため、次のとおり会社分割を計画する（前文）。

- ① 被告は、分割に際し、普通株式1000株を発行し、当該株式のすべてを旧Bに割り当てる（第5条）。
- ② 被告が、分割により旧Bから承継する権利義務関係は、別紙承継権利義務明細表のとおりである（第4条）。
- ③ 被告の設立登記をすべき期日は、平成21年9月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、変更することができる（第7条）。
- ④ 被告の設立当初の取締役となるべき者はC、監査役となるべき者はDとする（第3条）。

ウ 新設分割設立会社である被告は、平成21年9月1日、設立の登記がされたことによって設立され、同日、本件会社分割の効力が生じた。

旧Bは、本件分割計画を作成した日から本件会社分割の効力が発生した平成21年9月1日に至るまでの当時、債務超過の状態にあった（甲28、34、被告代表者）。

3 争点

本件会社分割を詐害行為取消権（民法424条）に基づいて取り消すことができるか。

- (1) 本件会社分割についての詐害性の有無（争点(1)）
- (2) 詐害の意思（争点(2)）
- (3) 取消しの範囲及び原状回復の方法（争点(3)）

4 争点（争点(1)ないし(3)）に対する当事者の主張

(1) 本件会社分割についての詐害性の有無（争点(1)）

ア 原告の主張

(ア) 本件会社分割は、旧Bの総額14億0897万余円の資産のうち5億4439万余円の資産を新設会社たる被告に移し、他方では総額36億1467万余円の負債のうちその大部分である33億4493万円もの負債を旧Bに残し、新設会社たる被告には2億6973万余円しか承継させないというもので、金融機関に対する債務は新設会社たる被告が承継しないというのであるから、本件会社分割は、金融機関に対する債務を踏み倒した上、新設会社の側で優良な資産を維持して事業継続を企図するものであって、債権者（新設会社である被告が承継しない債務の債権者）である原告を害することは明らかである。

(イ) 分割会社たる旧Bに新設会社たる被告の全株式が交付されたとしても、被告の株式は非上場かつ譲渡制限があつて流動性を欠き、株式譲渡は強制執行手続において評価も換価も著しく困難なものであり、当該株式につき株券が発行されれば強制執行は一層困難となるのであるから、本件会社分割の内容に照らすと、旧Bの一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して債権者の債権回収を困難にするものであることは明白である。

イ 被告の主張

(ア) 詐害行為の成否は、行為の客観的性質、行為者の主観的要素ならびに債務者がとった手段の相当性を考慮して、当該法律行為が正当な処分権行使といえるかどうかで判断すべきであり、この評価は、債権者間の公平、債務者にとっての有用性をも総合的に考慮した結果、債務者の行った当該法律行為を取り消すことが正当化されるか否かによって判断されるべきである。そして、本件会社分割は、旧Bの構築してきた事業価

値の存続と雇用の場の確保という社会的意義を有するものであり、旧Bは本件会社分割を実行するに当たって、金融機関に対し情報開示や説明活動を行ってきたことなどを考慮すれば、十分に正当化しうるものである。

(イ) 本件会社分割では、旧Bから被告に移転した純資産（移転した資産から負債を控除した価値）に相当する新設会社の株式が分割会社たる旧Bに交付されており、旧Bの資産には変動がなく、本件会社分割によっても旧Bの債権者を害することはない。

(2) 詐害の意思（争点(2)）

ア 原告の主張

本件会社分割は、分割会社である旧Bが債務超過の状態である状況において、債権者（新設会社である被告が承継しない債務の債権者）である原告を害することを認識して行ったものであるから、詐害の意思がある。

イ 被告の主張

(ア) 旧Bは、本件会社分割を実行するに当たって、取引先金融機関に対し情報開示や説明活動を行うなどして、事業再生に向け理解を得る取組みを行っており、かような取組みから推認されたとおり、旧Bには不当な詐害の意思はなかったというべきである。また、本件会社分割後も、旧Bは、被告から支払われる200万円を原資として、各取引先金融機関に按分弁済をしており、このような取組みからも旧Bに不当な詐害の意思はなかったといえる。

(イ) 詐害行為取消権において、受益者の詐害性についての悪意が要件とされるところ（民法424条1項ただし書）、会社分割の手續においては、債務者（分割会社）が、分割計画書を作って株主総会の承認などを得て、金融機関等の債権者に説明を行っていくことになるが、会

社分割を実現する過程において、いまだ受益者たる新設会社は存在しないのであって、受益者の悪意という要件を充たす余地がない。

(3) 取消しの範囲及び原状回復の方法（争点(3)）

ア 原告の主張

詐害行為取消しの場合には、その効果は相対的であるため新設会社について解散登記又はこれと同種の登記をすることもできず、また、本件会社分割により被告に承継させた資産は分割計画書においても個々的には特定されておらず、新設会社の事業継続の中で変動を来していると考えられる等の事情から、現物返還は不可能であり、価格賠償により処理すべきである。

イ 被告の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件会社分割に関する認定事実

争点(1)ないし(3)を判断するに当たって前提となる本件会社分割にかかる事実につき、前記争いのない事実等のほか、各項に掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 旧Bは、昭和48年5月26日に設立され、農産物及び食料品の販売等の事業を営んでいたところ、農産物の販売事業の一環として平成16年、高品質のトマトの大量生産とトマト狩り、直売所による直販を行う「ルーツファーム」事業を、有限会社E（平成21年8月3日に株式会社Eに商号変更（弁論の全趣旨）。）で開始することとし、この事業に多額の資金を投入し、EのF県信連からの借入に関して連帯保証をするなどしていたところ、Eの事業不振等により、旧Bは巨額の資金の持ち出しを余儀なくされ、平成21年春には資金繰りに行き詰まるようになった（乙45、被告代表者）。

旧Bの財務状況は、第36期（平成20年5月1日から平成21年4月30日までの決算期）において、営業損失1億1145万9366円、経常損失1億4198万9491円を計上するも、平成21年4月30日現在において債務超過にまでは至っていない（甲26。ただし、後記のとおり、F県信連に対する連帯保証債務は織り込まれていない。）。

一方、第37期（平成21年5月1日から平成21年8月31日までの決算期）において、営業損失3億5514万5903円、経常損失3億6403万3370円が計上されるとともに、平成21年8月31日現在の貸借対照表の純資産の部が5億6980万7148円のマイナスとなり、債務超過の状態となっている（甲27、28）。もっとも、第37期決算書による上記平成21年8月31日現在の貸借対照表には、Eを主債務者とする連帯保証債務が全く織り込まれておらず、これらを織り込むと、資産の部は、同様であるにもかかわらず、負債の部は約36億1467万円となる結果、債務超過額は、さらに大幅に増え約22億0570円計上されることになる（甲34）。

(2) 平成21年4月ころ、旧Bの資金繰りの悪化を踏まえ、旧Bの代表取締役であるCは、取引金融機関に支払の猶予を求めるとともに、事業再生コンサルタント業を営む株式会社Gの代表取締役であるHに事業継続の方法を相談するに至り、I協議会との協議と会社分割の2つの方法を用いて、事業継続を図ることとし、各金融機関への説明を行うなどしていった（乙45、被告代表者）。

Cらは、金融機関への説明の一つとしてバンクミーティングと呼称する取引金融機関を集めた説明会を実施し、本件会社分割前においては、平成21年6月1日には第1回のバンクミーティングが、平成21年6月22日には第2回のバンクミーティングが開催され、いずれにも被告浜松支店の関係者が出席していたところ、その中で、Cは、I協議会の支援を受け

ながら、新設会社分割による第2会社を設立するという二本立て方式による再建方針を説明していた（乙3, 4, 6, 8, 45, 被告代表者）。

しかし、I協議会との協議は条件が合わなかったため断念するに至り、Cらは、会社分割の方向で再建を進めることとしていった（乙45, 被告代表者）。

- (3) 本件分割計画においては、旧Bから被告に対して承継させる農産物等の販売等の事業に関する権利義務は、別紙承継権利義務明細表のとおりであるが、金融機関に対する債務を分割会社に残し、その他の債務は分割会社が重疊的債務引受けをした上で新設会社に承継させるというものであり、具体的な金額としては、総額約14億0897円の資産のうち、約5億4439万円の資産を新設会社である被告に移し、負債については総額約36億1467円のうち、約33億4493円の負債を分割会社である旧Bに残し、新設会社である被告に約2億6973万円の負債を移すというものであった（甲22, 33, 34）。

旧Bの資産のうち、被告が承継するものと旧Bに残るものの具体的な内訳は、被告が承継するものは、流動資産のうち同事業に属する現金預金、受取手形、売掛金、棚卸資産、その他の流動資産で、その合計は4億3343万8804円、投資その他の資産として同事業に属する出資金、保証金、敷金、その他の投資等で合計1億1095万5095円であり、有形固定資産は合計7233万5405円、無形固定資産は合計3250万4190円であり、旧Bに残る流動資産の合計は6億2400万3583円、有形固定資産は合計1億4901万2500円、無形固定資産は合計1319万0464円、投資その他の資産は合計7617万5462円である（甲22, 33, 34）。

平成21年9月30日現在における旧Bに残った金融機関に対する貸付債務の残高（無担保分）の概略は、F県信連の連帯保証債務を除き、J銀

行約3億0087万円，K信用金庫約2億5138万円，L公庫約1億8143万円，M約1億5181万円，原告約95668万円，N信用金庫約9185万円，O銀行約7590万円，P銀行約6081万円，Q銀行約6078万円，R銀行約4583万円，S機構約3200万円であり，その他に社債としてT銀行に1億円が存在していた（甲15，乙21）。そして，これらの負債については，本件会社分割後，被告から旧Bに対し，賃料等の名目で入金される毎月200万円を按分比例して当該債務等の弁済にあてることとするものであった（甲15，乙21，被告代表者）。もっとも，平成22年4月以降は，F県信連への弁済も加わるため，例えば，原告を例にとれば，平成22年4月より前は，月額13万3810円の弁済であったものが，平成22年4月以降は，月額6万1685円の弁済というように，各金融機関への毎月の弁済額は，平成22年4月以降は，さらに少なくなるというものであった（甲15，16，乙21，31，33）。

- (4) 新設分割設立会社である被告は，平成21年9月1日，設立の登記がされたことによって設立された（本店所在地は，旧Bのそれと同じである静岡県浜松市U区V町である。）。被告の代表取締役にはCが，監査役にはGのDが就任した。また，設立時発行株式総数は，1000株（資本金は3000万円）であり，その株式全部が旧Bに交付された。

被告は，本件会社分割による旧Bから承継した権利義務を基礎として，以後，農産物や食料品の販売等の事業を営んでいる。

- (5) 旧Bは，本件会社分割効力発生日以降においても，取引先金融機関に対して，バンクミーティングを開催するとともに，前記(3)の方針にのっとり，被告から旧Bに対して賃料等の名目で支払われる毎月200万円を原資として，取引先金融機関に対して，按分弁済を継続している（乙16ないし34（枝番を含む），被告代表者。）。なお，原告は，当該按分弁済を受

けるべき口座を指定しないため、弁済できない状態にある（被告代表者）。

2 争点(1)について

- (1) 詐害行為取消権は、総債権者の共同担保となるべき債務者の一般財産（責任財産）を保全するための制度であるから、無資力である債務者が一般財産を減少させる法律行為をした場合に、これが債権者を害する債務者の一般財産減少行為、すなわち詐害行為となるか否かについては、単に当該法律行為の前後において、計算上一般財産が減少したか否かという観点からだけではなく、たとえ計算上一般財産が減少したとはいえないときでも、一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることがより困難となったと認められる場合には、詐害行為に該当すると解するのが相当である。

前記1の認定事実によれば、本件会社分割は、著しい債務超過にあり無資力であった旧Bが、その保有する資産のうち、流動資産を中心とした約3割程度を被告に承継させた上で、負債については、その大部分を占める金融機関に対する負債を旧Bに残すというものである。そして、本件会社分割後、旧Bは、金融機関に対する返済を、被告から賃料等名目で入金される月額200万円を原資として、各金融機関の負債額に按分比例して分割弁済していくというものであり、同計画を前提とすると、金融機関への弁済が終了するのは、計算上、弁済を開始してから約128年程度を要するものになる。

本件会社分割は、旧Bの資産をすべて被告に承継させるというものではなく、被告に承継させる資産は約3割程度に留まるものではあるが、承継させる資産として選別されたものは、事業継続に必要な流動資産を中心としたもので、今後の収益を得るために必要不可欠なものであるが、旧Bに残される資産は、固定資産等を中心としたもので、事業継続の関係で、それ自体が今後の収益を生み出すために必要というものではないこと、のみ

ならず、負債の承継については、その大部分が旧Bに残される形であり、本件会社分割の結果、旧Bは、約24億8035万円という著しい債務超過状態であるにもかかわらず、資産の一部が承継された被告は、債務超過ではない健全な状態で経営を続けていくというもので、しかも、旧Bによる金融機関への弁済は、約128年あまりで終わるというのであり、原告を含めた金融機関は、極めて長期の分割弁済を強いられることになるのであって、債務超過であって無資力であった旧Bの資産が被告へ承継されることにより、旧Bの一般財産が本件会社分割によって毀損されたというべきである。

- (2) これに対し、被告は、本件会社分割では、旧Bから被告に移転した純資産（移転した資産から負債を控除した価値）に相当する新設会社の株式が分割会社たる旧Bに交付されており、旧Bの資産には変動がなく、会社分割によっても旧Bの債権者を害することはないと主張する。しかし、旧Bが資産を被告に承継させる対価として取得したのは、被告の株式1000株に留まるのであって、しかも、被告の株式は、非上場株式会社の株式であり、株主が廉価で処分することは容易であっても一般的には流動性に乏しく、旧Bの債権者にとっては、株主名簿を閲覧する権利もなく（会社法125条2項）、株券が発行されればより一層これを保全することには著しい困難が伴い、さらに、強制執行の手続においても、その財産評価や換価をすることには著しい困難を伴うものと認めることができる。そうすると、被告の株式1000株が発行され、旧Bがこれを保有するに至ったとしても、本件会社分割により、旧Bの一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、その債権者である原告が自己の有する被保全債権について弁済を受けることがより困難になったというべきである。

また、被告は、詐害行為の成否は、行為の客観的性質、行為者の主観的要素ならびに債務者がとった手段の相当性を考慮して、当該法律行為が正

当な処分権行使といえるかどうかで判断すべきであり、本件会社分割は、旧Bの構築してきた事業価値の存続と雇用の場の確保という社会的意義を有するものであり、旧Bは本件会社分割を実行するに当たって、金融機関に対し情報開示や説明活動を行ってきた旨を主張する。

確かに、旧B代表者でもあったCが、本件会社分割実行に当たって、バンクミーティング等を開催するとともに、各金融機関を個別に訪問するなどしている（乙9，13，被告代表者）が、本件会社分割後の分割弁済等につき各金融機関から同意が得られたわけではないことは、C自身も自認する（被告代表者【10頁】）ところで、分割弁済の内容が現実的なものではなく同意を得られる見込みも薄いということはC自身も十分に認識していたというべきであり、金融機関への説明を行ったことによって詐害性が否定されるというものではなく、本件全証拠をもってしても、本件において、旧Bが債権者らのコンセンサスを得られる状態に至る程度に、本件会社分割を正当化し得るだけの説明等を行ったとは認められない。また、経営状態が悪化した事業につき、その事業価値の存続や雇用の場の確保を図ることの社会的意義自体は否定し得ないにせよ、その社会的意義をもって、それを実現するためにとられた手段が当然に正当化されるものではないし、特に、本件は取引金融機関に極めて大きな負担を強いるものであるから、より慎重な判断を要するといえるのであって、債権者の一定の犠牲の下で、この社会的意義を実現する手段として、民事再生手続や会社更生手続といった再建型の法的な倒産手続があることに照らせば、本来は、同手続によるべきものといえるのであるから、上記のような社会的意義という観点から本件会社分割を正当化し得るものともいえない（なお、被告代表者は、法的手続をとり得なかった理由として、旧Bは、取引先との継続的基本売買契約で、旧Bが法的整理又は公的再生を行う場合には、契約相手方が契約を解除する条項があるためと供述する（乙45）が、被告が再

建に向けて相談したとするGのHの陳述書（乙48）によると、ブランドが毀損することに鑑みて、法的な再生である民事再生は選択できなかつたと指摘するところで、法的手続をとらなかつた理由自体が曖昧であるのみならず、同供述のような条項があるのか必ずしも判然としないし、仮に、そのような条項があつても、法的整理に向けた交渉等により調整する余地がないとはいえず、同供述により本件会社分割を行うことが正当化せられるとはいえない。）。

3 争点(2)（詐欺の意思）について

(1) 前記1の認定事実によれば、旧Bの代表取締役であるCは、本件会社分割により、少なくとも、取引金融機関が極めて長期の分割弁済を強いられることになるとの認識はしていたといえるから、原告を含む旧Bの債権者が有する債権について、本件会社分割により旧Bの一般財産から弁済を受けることがより困難となり、債権者が害されるとの認識を有していた、すなわち、詐欺の意思を有していたものと認めることができる。

(2) これに対し、被告は、旧Bは本件会社分割を実行するに当たって、取引先金融機関に対し情報開示や説明活動を行うなどして、事業再生に向け理解を得る取組みを行っており、また、本件会社分割後も、旧Bは、被告から支払われる200万円を原資として、各取引先金融機関に按分弁済をしているとして、債務者たる旧Bに不当な詐欺の意思はなかつた旨を主張する。

確かに、前記1の認定事実のとおり、新設分割会社である旧Bは、本件会社分割によって被告に承継されない債務の債権者に対して、会社分割に関する情報開示や事業再生コンサルタントであるHを伴って説明活動を行い、原告も出席のバンクミーティングでも説明活動を行うなどしているが、このことをもって詐欺性が否定されるものでないことは前記のとおりであるから、このことをもって詐欺の意思が否定されるものとはいえない。また、旧Bは、本件会社分割後にも取引先金融機関に対する説明を続けた上、

被告から旧Bに対して賃料等の名目で毎月支払われる200万円を原資として、原告以外の取引先金融機関に対して毎月按分弁済を行っているが、これとて、本件会社分割前において、債権者等の関係者と相応の調整を行い、合意を取り付ける等、債権者を害することのないよう手段を講じた上で行われたものではなく、上記按分弁済の方法では、債務の完済までに128年という長期間を要するというのであり、かような返済方法について各取引先金融機関が了承したとは考え難く、また返済方法について書面を交わした等の事情も見受けられないことから、上記按分弁済は各取引先金融機関が明確な反対の意思を示していないため事実上実現しているにすぎないのであって、本件会社分割後の金融機関への按分弁済という事情は、旧Bに詐害の意思があるとの認定を左右し得るものではない。

- (3) ところで、詐害行為取消権を行使するに当たっては、受益者が詐害行為につき悪意であることが必要であり、その判断の基準時は、詐害行為時、すなわち、新設会社が設立されて会社分割の効力が発生した時点ということになると解される。そうすると、本件会社分割においては、詐害行為時である本件会社分割時に受益者たる被告が設立されることになるため、受益者たる被告の意思をどのように判断するかの問題が生じ得ないではない。この点、新設分割においては、分割会社の代表取締役が手続を進めるのであり、まして、本件では、分割会社たる旧Bの代表取締役と新設会社である被告の代表取締役は同じCが務めるのであるから、分割会社たる旧Bに詐害の意思があるとすれば、新設会社たる被告にも詐害の意思があると擬制するのが相当である。したがって、受益者の主観的判断の困難性を理由に、詐害行為取消権行使を否定する被告の主張は採用できない。

4 争点(3) (取消しの範囲及び原状回復の方法) について

- (1) 以上を前提とすると、原告は、自己の有する被保全債権を基礎として、詐害行為取消権に基づいて、本件会社分割の取消しの請求及び債務者であ

る旧Bの一般財産を現状回復させるための請求をすることができるというべきである。

(2) そして、新設分割は、新設分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を新設分割設立会社に承継させることであり、本件会社分割において、旧Bから被告に対して承継された資産及び負債が可分であることは明らかであるから、本件会社分割を詐害行為として取り消す範囲は、詐害行為の目的物が可分である場合として、債権者である原告の被保全債権の額、すなわち、貸金元本の合計9568万2000円を限度とするというべきである。

(3) また、本件会社分割が詐害行為として取り消された時の原状回復の方法としては、本件会社分割により承継させた資産を現物返還させることが可能であればこれによるべきであるが、本件会社分割による承継させた資産は、別紙承継権利義務明細表に記載されたとおりに特定されるのみで、個別の権利として特定されておらず、さらに、承継されているのは流動資産が主であり、しかも、本件会社分割後、被告が事業継続していることから、上記資産に変動が生じていることは容易に推測できるのであり、債権者である原告にとって、承継された上記資産を特定してこれを返還させることは著しく困難であると認めることができる。したがって、原告は、被告に対し、逸失した財産の現物返還に代えてその価格賠償を請求することができる。

(4) 以上のとおり、原告は、被告に対し、詐害行為取消権に基づき、本件会社分割を9568万2000円の限度で取り消した上、その価格賠償を求め得るにとどまり、併せて、これが形成権に基づく金銭債権であることから、詐害行為取消しの判決確定の日の翌日から上記価格賠償金に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求できるものと認めるのが相当である。

なお，上記詐害行為取消権に基づく取消しの効果は，原告と被告との間で相対的に及ぶにとどまり，組織法上の新設分割の効力自体を対世効をもって取り消すものではない。

5 結論

よって，原告の被告に対する請求は，本件会社分割を9568万2000円の限度で取り消した上，同額及びこれに対する判決確定の日の翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから，これを認容し，その余は理由がないからこれを棄却することとし，訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条，64条ただし書を適用し，主文のとおり判決する。